

○豊中市体育施設条例

昭和56年3月31日

条例第13号

改正 昭和58年4月5日条例第21号

昭和61年4月1日条例第19号

昭和62年4月1日条例第13号

平成元年4月1日条例第21号

平成2年10月15日条例第27号

平成3年4月1日条例第20号

平成7年10月11日条例第31号

平成8年4月1日条例第23号

平成11年4月1日条例第42号

平成12年3月31日条例第40号

平成13年3月30日条例第23号

平成14年4月1日条例第22号

平成16年4月1日条例第34号

平成17年3月31日条例第16号

平成17年9月30日条例第53号

平成19年3月23日条例第1号

平成19年3月30日条例第31号

平成19年9月28日条例第46号

平成21年4月1日条例第36号

平成22年8月11日条例第24号

平成22年9月30日条例第26号

平成24年9月28日条例第51号

平成25年4月1日条例第32号

平成25年9月30日条例第41号

平成25年9月30日条例第49号

平成26年4月1日条例第32号

平成26年12月19日条例第55号

平成26年12月19日条例第70号

平成28年3月24日条例第32号
 平成28年9月30日条例第48号
 平成29年6月27日条例第34号
 平成31年3月19日条例第16号
 令和元年9月27日条例第19号
 令和4年12月23日条例第44号
 令和5年3月22日条例第15号
 令和6年9月27日条例第38号
 令和6年12月19日条例第53号
 (一部未施行)

(設置)

第1条 体育の普及及び振興を図り，市民の心身の健全な発達に寄与するため，豊中市に体育施設を設置する。

(名称及び位置)

第2条 体育施設の名称及び位置は，次のとおりとする。

名称	位置
豊中市立豊島体育館	豊中市服部西町4丁目12番1号
豊中市立柴原体育館	豊中市柴原町4丁目4番18号
豊中市立庄内体育館	豊中市野田町4番1号
豊中市立千里体育館	豊中市新千里東町3丁目8番1号
豊中市立二ノ切温水プール	豊中市東豊中町5丁目37番1号
豊中市立豊島温水プール	豊中市服部西町5丁目1番1号
豊中市立グリーンスポーツセンター	豊中市大島町3丁目19番7
豊中市立大門公園野球場	豊中市北桜塚1丁目27番1
豊中市立豊島公園野球場	豊中市曾根南町1丁目4番2号
豊中市立千里北町公園野球場	豊中市新千里北町1丁目23番1
豊中市立ふれあい緑地少年野球場	豊中市服部寿町4丁目272番1他
豊中市立豊島公園庭球場	豊中市曾根南町1丁目157番
豊中市立千里東町公園庭球場	豊中市新千里東町2丁目6番1

豊中市立野畑庭球場	豊中市永楽荘1丁目4番48号
豊中市立ふれあい緑地庭球場	豊中市服部寿町4丁目322番1他
豊中市立武道館ひびき	豊中市服部西町4丁目13番2号
豊中市立高川スポーツルーム	豊中市豊南町東1丁目1番2号
豊中市立ふれあい緑地球技場	豊中市利倉東2丁目22番1他
豊中市立二ノ切少年球技場	豊中市東豊中町5丁目2154番他

(使用)

第3条 体育施設は、スポーツ及びレクリエーションを行う者に限り使用することができる。ただし、市長が特に必要があると認める者については、この限りでない。

(使用承認)

第4条 体育施設を使用しようとする者は、市長の承認を受けなければならない。

2 前項の場合において、市長は、公共団体等が主催する水泳競技に使用する場合その他特別の理由があると認める場合を除くほか、温水プール（二ノ切温水プール（会議室を除く。）及び豊島温水プールをいう。以下同じ。）を貸し切って使用することを承認してはならない。

3 市長は、第1項の承認を与える場合において体育施設の管理上必要があると認めるときは、その使用について条件を付することができる。

(使用制限)

第5条 次の各号のいずれかに該当するときは、体育施設の使用を承認しない。ただし、第2号に該当する場合において、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
- (2) 興行又は営利を目的として使用するものと認めるとき。
- (3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の利益になり、又はなるおそれがあると認めるとき。
- (4) 管理上支障があると認めるとき。
- (5) その他市長が適当でないと認めるとき。

(使用承認の取消し等)

第6条 使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の条件を変更し、又は承認を取り消すことがある。

- (1) 使用承認の条件に違反したとき。

- (2) この条例又はこの条例に基づく市規則に違反したとき。
- (3) 暴力団の利益になり、又はなるおそれがある使用をするとき。
- (4) 管理上支障があると認めるとき。

2 前項の規定による使用の条件の変更又は取消しによって使用者に損害が生じてても、市長は、その責めを負わない。

(使用料)

第7条 使用者（第18条第1項に規定する者を除く。）は、別表第1から別表第7までに定める額の範囲内で市規則で定める使用料を前納しなければならない。ただし、二ノ切少年球技場の使用については、無料とする。

- 2 使用者が附属設備を使用するときは、市規則で定める使用料を前納しなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、市長が必要と認める場合は、使用料を後納することができる。
- 4 市長は、公用又は特別の理由があると認めるときは、第1項及び第2項の使用料を減免することができる。

(使用料の返還)

第8条 既納の使用料は、返還しない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、その全部又は一部を返還することがある。

(使用者の義務)

第9条 使用者は、次に掲げる義務を履行しなければならない。

- (1) 承認を受けた目的以外に使用し、又は権利を譲渡し、若しくは転貸しないこと。
- (2) 使用承認のない物件を使用しないこと。
- (3) 建物、附属物又は器具を滅失又は毀損しないこと。
- (4) 火災防止に努めること。
- (5) 使用後は、速やかに原状に回復し、清掃すること。
- (6) その他市長が指示した事項

(設備の承認及び原状回復)

第10条 使用者が特別の設備又は装飾をしようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

- 2 前項の規定により特別の設備又は装飾をしたときは、使用後は速やかにこれを撤去して原状に回復しなければならない。第6条第1項の規定により使用承認を取り消された

ときも同様とする。

- 3 使用者が前項の義務を履行しないときは、市長が執行し、その費用を使用者から徴収する。

(損害賠償)

第11条 使用者の責めに帰すべき事由によって建物、附属物又は器具を滅失し、又は毀損したときは、使用者においてその損害を賠償しなければならない。

- 2 前項の賠償の額及び方法は、市長が決定する。

(指定管理者による管理)

第12条 市長は、体育施設の管理を地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

- 2 前項の規定により体育施設の管理を指定管理者に行わせる場合におけるその業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) スポーツ及びレクリエーションに関する教室、講習会等の実施に関する業務
- (2) 体育施設の使用承認、その取消しその他体育施設の使用に関する業務のうち、市長が指定する業務
- (3) 体育施設の使用料の徴収、減免及び返還に関する業務のうち、市長が指定する業務
- (4) 体育施設の維持管理に関する業務
- (5) その他市長が必要と認める業務

(指定管理者の指定の手續)

第13条 市長は、前条第1項の規定により指定管理者に体育施設の管理を行わせようとするときは、公募する。ただし、特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

- 2 指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他市規則で定める書類を市長に提出しなければならない。

- 3 市長は、前項の規定により同項に規定する書類の提出があつたときは、次に掲げる基準に基づき、最も適当であると認めるものを選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定する。

- (1) 市民の平等な利用が確保され、かつ、サービスの向上が図られるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が体育施設の効用を最大限に発揮させ、かつ、効率的・効果的

な運営が図られるものであること。

(3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有するものであること。

(4) その他体育施設の設置の目的を効果的に達成できることを判断するために必要なものとして市規則で定める基準に適合するものであること。

4 市長は、前項の規定による選定をしようとするときは、あらかじめ、豊中市体育施設指定管理者選定評価委員会の意見を聴かなければならない。ただし、第1項ただし書の規定により公募を行わないときは、この限りでない。

(協定の締結)

第14条 指定管理者の指定を受けたものは、体育施設の管理に関し、市長と協定を締結しなければならない。

(事業報告書の作成及び提出)

第15条 指定管理者は、毎年度終了後60日以内に、市規則で定めるところにより、事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において地方自治法第244条の2第11項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して60日以内に当該年度の当該取り消された日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

(利用料金)

第16条 市長は、指定管理者に豊島体育館、柴原体育館、庄内体育館、千里体育館及び高川スポーツルームに係る別表第8備考の1に規定する個人使用、武道館ひびきに係る別表第10備考の1に規定する個人使用並びに温水プールの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

2 利用料金の額は、別表第8から別表第10までに定める額の範囲内で指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

3 市長は、前項の承認をしたときは、当該承認をした利用料金の額を告示しなければならない。

(利用料金の減免)

第17条 指定管理者は、市長が定める基準に従い、利用料金を減免することができる。

(利用料金の前納及び返還)

第18条 豊島体育館、柴原体育館、庄内体育館、千里体育館若しくは高川スポーツルームに係る別表第8備考の1に規定する個人使用、武道館ひびきに係る別表第10備考の1に規定する個人使用又は温水プールの使用の承認を受けた者は、利用料金を指定管理

者に前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

- 2 既納の利用料金は、返還しない。ただし、指定管理者は、市長が定める基準に従い、その全部又は一部を返還することができる。

(指定の取消し等による損害)

第19条 地方自治法第244条の2第11項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じて、市長は、その責めを負わない。

(指定管理者の原状回復義務)

第20条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は地方自治法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、体育施設における施設及び設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(指定管理者の損害賠償義務)

第21条 指定管理者は、故意又は過失により体育施設における施設又は設備を滅失し、又は毀損したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(秘密保持義務)

第22条 指定管理者の役員及び職員並びにこれらの者であった者は、その業務に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は体育施設の管理目的以外の目的に利用してはならない。

(指定管理者の管理の基準)

第23条 体育施設の管理を指定管理者に行わせる場合における管理の基準は、次のとおりとする。

- (1) 使用時間及び休館日は、体育施設の利用形態、使用者の便宜等により市長の承認を得て定めること。
- (2) 体育施設の管理に関し保有する個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の漏えい、改ざん、滅失等の防止その他の個人情報の適正な管理のための必要な措置を講じること。
- (3) 体育施設の管理に関し保有する情報の公開について必要な措置を講じること。
- (4) その他法令、この条例、この条例に基づく市規則その他市長の定めるところに従

い、体育施設の管理を行うこと。

(指定等の告示)

第24条 市長は、指定管理者を指定したとき及びその指定を取り消したときは、その旨を告示しなければならない。

(管理状況の評価)

第25条 指定管理者は、その指定の期間において、体育施設の管理状況について、豊中市体育施設指定管理者選定評価委員会の評価を受けなければならない。ただし、特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(豊中市体育施設指定管理者選定評価委員会)

第26条 指定管理者の選定及び管理状況の評価について調査審議するため、豊中市体育施設指定管理者選定評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市規則で定める。

(委任規定)

第27条 この条例の施行について必要な事項は、市規則で定める。

附 則

1 この条例は、昭和56年4月1日から施行する。ただし、豊中市立庄内温水プール及び豊中市立グリーンスポーツセンターに関する部分は、市規則で定める日から施行する。

〔庄内温水プールに関する規定は、昭和56年5月規則第18号により、昭和56年5月12日から施行〕

〔グリーンスポーツセンターに関する規定は、昭和56年10月規則第25号により、昭和56年10月11日から施行〕

2 市民体育館条例（昭和46年豊中市条例第19号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

3 この条例施行の際、旧条例の規定によりなされた体育館の使用許可は、第4条の規定による使用許可とみなす。

附 則（昭和58年4月5日条例第21号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和61年4月1日条例第19号）

この条例の施行期日は、市規則で定める。

〔昭和61年5月規則第20号により、昭和61年5月6日から施行〕

附 則（昭和 62 年 4 月 1 日条例第 13 号）

この条例の施行期日は、市規則で定める。

〔昭和 62 年 5 月規則第 34 号により、昭和 62 年 6 月 1 日から施行〕

附 則（平成元年 4 月 1 日条例第 21 号）

この条例は、市規則で定める日から施行する。ただし、第 11 条の改正規定、別表第 1 の改正規定（1 の表の庄内体育館、個人使用及び備考の 2 並びに 2 の表に関する部分を除く。）、別表第 2 の 2 の表の備考の改正規定並びに別表第 4 の備考の改正規定は、公布の日から施行する。

〔平成元年 7 月規則第 31 号により、ただし書に係る改正規定以外の改正規定は、平成元年 7 月 26 日から施行〕

附 則（平成 2 年 10 月 15 日条例第 27 号）

この条例の施行期日は、市規則で定める。

〔平成 2 年 12 月規則第 51 号により、平成 2 年 12 月 9 日から施行〕

附 則（平成 3 年 4 月 1 日条例第 20 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 7 年 10 月 11 日条例第 31 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 8 年 4 月 1 日条例第 23 号）

この条例の施行期日は、市規則で定める。

〔平成 8 年 6 月規則第 23 号により、平成 8 年 6 月 29 日から施行〕

附 則（平成 11 年 4 月 1 日条例第 42 号）

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

（1）別表第 1 の 1 の表及び別表第 4 の改正規定 平成 11 年 6 月 1 日

（2）別表第 2 の 1 の表の改正規定 平成 11 年 7 月 1 日

（3）別表第 3 の改正規定及び次項の規定 平成 11 年 8 月 1 日

2 この条例（別表第 3 の改正規定に限る。）による改正後の豊中市体育施設条例別表第 3 の規定は、平成 11 年 8 月 1 日以後の使用に係る使用料について適用する。

附 則（平成 12 年 3 月 31 日条例第 40 号）

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第2条の表、第4条第2項、第11条及び別表第1の1の表の改正規定（高川スポーツルームに関する部分に限る。） 市規則で定める日

〔平成12年5月規則第53号により、第2条の表の改正規定（同表に豊中市立高川スポーツルームの項を加える部分に限る。）及び別表第1の1の表の改正規定（高川スポーツルームに関する部分に限る。）は、平成12年5月29日、第2条の表の改正規定（同表に豊中市立高川スポーツルームの項を加える部分を除く。）並びに第4条第2項及び第11条の改正規定は、平成12年6月1日から施行〕

- (2) 別表第1の1の表の改正規定（高川スポーツルームに関する部分を除く。）及び別表第4の改正規定（トレーニング室に関する部分を除く。） 平成12年10月1日

- (3) 前2号に掲げる改正規定以外の規定 平成12年4月1日

- 2 この条例（前項第2号に掲げる改正規定に限る。）による改正後の豊中市体育施設条例別表第1及び別表第4の規定は、平成12年10月1日以後の使用に係る使用料について適用する。

附 則（平成13年3月30日条例第23号）

この条例は、平成13年4月1日から施行する。ただし、別表第2の1の表備考の改正規定は、平成13年5月1日から施行する。

附 則（平成14年4月1日条例第22号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年4月1日条例第34号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年3月31日条例第16号）

- 1 この条例中別表第2の1の表の改正規定は平成17年7月1日から、別表第3の改正規定及び次項の規定は平成17年8月1日から施行する。

- 2 この条例（別表第3の改正規定に限る。）による改正後の豊中市体育施設条例別表第3の規定は、平成17年8月1日以後の使用に係る使用料について適用する。

附 則（平成17年9月30日条例第53号）

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第3条の改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。

- 2 教育委員会は、この条例の施行後最初に豊中市立豊島体育館、豊中市立柴原体育館、

豊中市立庄内体育館，豊中市立千里体育館，豊中市立庄内温水プール，豊中市立二ノ切温水プール，豊中市立豊島温水プール，豊中市立グリーンスポーツセンター，豊中市立武道館ひびき及び豊中市立高川スポーツルーム（以下これらを「体育施設」という。）の指定管理者（地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第３項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）を指定する場合に限り，この条例による改正後の豊中市体育施設条例第１２条の規定にかかわらず，現にこの条例による改正前の豊中市体育施設条例第１１条の規定により体育施設の管理を受託している者（以下「現管理受託者」という。）の実績等を考慮して，現管理受託者が体育施設を管理することが適当であると認めるときは，現管理受託者を選定し，議会の議決を経て指定管理者に指定することができる。

附 則（平成１９年３月２３日条例第１号）

この条例は，公布の日から施行する。

附 則（平成１９年３月３０日条例第３１号）

- 1 この条例は，平成１９年４月１日から施行する。ただし，第２条の表の改正規定（ふれあい緑地庭球場に関する部分に限る。），第１１条第１項の改正規定（ふれあい緑地庭球場に関する部分に限る。），別表第３の改正規定（ふれあい緑地庭球場に関する部分に限る。）及び同表を別表第４とする改正規定（ふれあい緑地庭球場に関する部分に限る。）は，市規則で定める日から施行する。

〔平成１９年３月規則第４３号により，平成１９年４月１６日から施行〕

- 2 他の条例の一部改正〔略〕

附 則（平成１９年９月２８日条例第４６号）

- 1 この条例は，市規則で定める日から施行する。

〔平成１９年１０月規則第６１号により，平成１９年１１月１日から施行〕

- 2 この条例による改正後の豊中市体育施設条例別表第４の規定は，この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用する。

附 則（平成２１年４月１日条例第３６号）

この条例は，市規則で定める日から施行する。

〔平成２１年７月規則第４９号により，平成２１年９月１日から施行〕

附 則（平成２２年８月１１日条例第２４号）

- 1 この条例は，平成２３年４月１日から施行する。ただし，次項の規定は，公布の日から施行する。

- 2 大門公園野球場，豊島公園野球場，千里北町公園野球場，ふれあい緑地少年野球場，豊島公園庭球場，千里東町公園庭球場，野畑庭球場及びふれあい緑地庭球場に係るこの条例による改正後の豊中市体育施設条例（以下「改正後の条例」という。）第12条第3項の規定による指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は，改正後の条例の規定の例により，この条例の施行の日前においても行うことができる。

附 則（平成22年9月30日条例第26号）

この条例は，平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年9月28日条例第51号）

- 1 この条例は，平成24年10月1日から施行する。
- 2 他の条例の一部改正に伴う経過規定〔略〕
- 3 他の条例の一部改正〔略〕

附 則（平成25年4月1日条例第32号）

この条例は，公布の日から施行する。

附 則（平成25年9月30日条例第41号）

この条例は，平成25年10月1日から施行する。

附 則（平成25年9月30日条例第49号）

- 1 この条例は，平成26年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の豊中市体育施設条例別表第1，別表第4及び別表第5の規定は，この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用する。

附 則（平成26年4月1日条例第32号）

この条例は，市規則で定める日から施行する。

〔平成26年7月規則第61号により，平成26年9月1日から施行〕

附 則（平成26年12月19日条例第55号抄）

- 1 この条例は，平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成26年12月19日条例第70号）

- 1 この条例は，平成28年4月1日から施行する。ただし，次の各号に掲げる規定は，当該各号に定める日から施行する。
 - （1）次項の規定 公布の日
 - （2）第1条の規定並びに附則第4項及び第5項の規定 平成27年4月1日
- 2 ふれあい緑地球技場及び二ノ切少年球技場に係る第2条の規定による改正後の豊中市体育施設条例（以下「改正後の条例」という。）第12条第3項の規定による指定及び

これに関し必要な手続その他の行為は、改正後の条例の規定の例により、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても行うことができる。

- 3 第2条の規定による改正前の豊中市体育施設条例第7条第1項の規定により施行日以後の温水プール（改正後の条例第4条第2項に規定する温水プールをいう。以下同じ。）の使用に係る使用料を前納した者は、改正後の条例第17条第1項の規定により施行日以後の温水プールの利用料金（改正後の条例第15条第1項に規定する利用料金をいう。）を前納した者とみなす。

4 他の条例の一部改正〔略〕

- 5 附則第1項第2号に規定する日前に前項の規定による改正前の豊中市都市公園条例の規定によりなされた二ノ切池公園青少年運動広場及びふれあい緑地休憩所会議室に係る処分、手続その他の行為は、第1条の規定による改正後の豊中市体育施設条例中相当規定がある場合には、それぞれ当該相当規定によりなされた二ノ切少年球技場及びふれあい緑地庭球場休憩所会議室に係る処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成28年3月24日条例第32号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年9月30日条例第48号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年6月27日条例第34号）

この条例は、市規則で定める日から施行する。

〔平成30年5月規則第40号により、平成30年6月1日から施行〕

附 則（平成31年3月19日条例第16号）

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の豊中市体育施設条例別表第3，別表第4，別表第6及び別表第7の規定は、令和元年9月1日以後に徴収する同年10月1日以後の使用に係る使用料について適用する。

附 則（令和元年9月27日条例第19号）

- 1 この条例は、市規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

〔令和2年6月規則第62号により、令和2年10月1日から施行〕

2 他の条例の一部改正〔略〕

附 則（令和４年１２月２３日条例第４４号抄）

- 1 この条例は、令和５年４月１日から施行する。

附 則（令和５年３月２２日条例第１５号）

- 1 この条例は、令和５年７月１日から施行する。ただし、第４条中豊中市体育施設条例別表第１の２の表を削り、別表第１の１の表を別表第１とする改正規定並びに次項及び附則第３項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 第３条の規定による改正後の豊中市立人権平和センター条例別表、第４条の規定による改正後の豊中市体育施設条例（以下「新体育施設条例」という。）別表第１、別表第２及び別表第５並びに第５条の規定による改正後の公民館条例別表第２の規定は、令和５年４月１日以後に徴収する同年７月１日以後の使用に係る使用料について適用する。
- 3 新体育施設条例別表第３及び別表第４並びに第６条の規定による改正後の豊中市立コミュニティプラザ条例別表第２の規定は、令和５年６月１日以後に徴収する同年７月１日以後の使用に係る使用料について適用する。

附 則（令和６年９月２７日条例第３８号）

この条例は、市規則で定める日から施行する。

〔令和６年１０月規則第６０号により、令和６年１２月１日から施行〕

附 則

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
 - （１）次項の規定 公布の日
 - （２）別表第３の改正規定 令和７年４月１日
 - （３）前２号に掲げる規定以外の規定 令和８年４月１日
- 2 この条例による改正後の豊中市体育施設条例（以下「新条例」という。）別表第３の規定は、令和７年３月１日以後に徴収する同年４月１日以後の使用に係る使用料について適用する。
- 3 この条例による改正前の豊中市体育施設条例第７条第１項の規定により令和８年４月１日以後の豊島体育館、柴原体育館、庄内体育館、千里体育館若しくは高川スポーツルームの個人使用（同条例別表第１備考の２に規定する個人使用をいう。）又は武道館ひびきの個人使用（同条例別表第５備考の２に規定する個人使用をいう。）に係る使用料を前納した者は、新条例第１８条第１項の規定により同日以後の当該施設の利用料金（新条例第１６条第１項に規定する利用料金をいう。）を前納した者とみな

す。

別表第1

体育館の専用使用に係る使用料金表

区分			使用料 (1日につき)	超過使用料 (1時間以内につき)
専用使用	豊島体育館	競技場 (更衣室を含む。)	円 63,000	円 6,300
		トレーニング室	7,000	700
		会議室	4,500	450
		競技役員室	1,500	150
	柴原体育館	第1競技場 (更衣室を含む。)	18,000	1,800
		第2競技場 (更衣室を含む。)	7,500	750
		会議室	2,250	220
	庄内体育館	第1競技場 (更衣室を含む。)	42,000	4,200
		第2競技場 (更衣室を含む。)	19,000	1,900
		トレーニング室	7,000	700
		会議室	4,500	450
	千里体育館	第1競技場 (更衣室を含む。)	63,000	6,300
		第2競技場 (更衣室を含む。)	28,500	2,850
		第3競技場 (更衣室を含む。)	11,250	1,120
		トレーニング室	7,000	700

		会議室	13,500	1,350
	高川スポーツルーム	多目的室	9,000	900
		トレーニング室	7,000	700

備考

- 1 この表における「専用使用」とは、団体が全部又は一部を専用して利用することをいい、当該使用承認の基準は、市長が別に定める。
- 2 休日（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。以下同じ。）に専用使用するときは、当該使用料金の2割を加算する。
- 3 市外居住者が専用使用するときは、当該使用料金（使用が休日であるときは、備考の2の使用料金）の10割を加算する。
- 4 入場料その他これに類するものを徴収して専用使用するとき（アマチュアスポーツに限る。）は、当該使用料金（使用が休日であるときは、備考の2の使用料金）の20割、市外居住者が当該専用使用するときは、備考の3の使用料金の20割を加算する。
- 5 入場料その他これに類するものを徴収して専用使用するとき（プロスポーツに限る。）は、当該使用料金（使用が休日であるときは、備考の2の使用料金）の40割、市外居住者が当該専用使用するときは、備考の3の使用料金の40割を加算する。

別表第2

二ノ切温水プール会議室使用料金表

使用料 (1日につき)	超過使用料 (1時間以内につき)
12,000円	1,200円

備考

- 1 休日に使用するときは、当該使用料金の2割を加算する。
- 2 市外居住者が会議室を使用するときは、当該使用料金（使用が休日であるときは、備考の1の使用料金）の10割を加算する。

別表第3

野球場使用料金表

区分	使用料
----	-----

	単位	料金	
野球場	1 回（2 時間以内）	豊島公園	1 2，0 0 0 円
		大門公園	3，0 0 0 円
		千里北町公園	
少年野球場	1 回（2 時間以内）	3，0 0 0 円	
野球場会議室	1 日	1，6 0 0 円	
野球場夜間照明施設	1 回（1 時間以内）	8，0 0 0 円	

備考

- 1 休日に専用使用するときは、当該使用料金の 2 割を加算する。
- 2 市外居住者が専用使用するときは、当該使用料金（使用が休日であるときは、備考の 1 の使用料金）の 10 割を加算する。
- 3 入場料その他これに類するものを徴収して専用使用するとき（アマチュアスポーツに限る。）は、当該使用料金（使用が休日であるときは、備考の 1 の使用料金）の 20 割、市外居住者が当該専用使用するときは、備考の 2 の使用料金の 20 割を加算する。
- 4 入場料その他これに類するものを徴収して専用使用するとき（プロスポーツに限る。）は、当該使用料金（使用が休日であるときは、備考の 1 の使用料金）の 40 割、市外居住者が当該専用使用するときは、備考の 2 の使用料金の 40 割を加算する。
- 5 野球場の使用料は、専用使用の場合に限り徴収する。

別表第 4

庭球場使用料金表

区分	使用料		
	単位	料金	
庭球場	1 面（2 時間以内）	豊島公園	1, 8 0 0 円
		千里東町公園	
		ふれあい緑地	
		野畑	
庭球場休憩所会議室	1 回（1 時間以	1 5 0 円	

	内)	
--	----	--

備考

- 1 休日に使用するときは、当該使用料金の2割を加算する。
- 2 市外居住者が使用するときは、当該使用料金（使用が休日であるときは、備考の1の使用料金）の10割を加算する。

別表第5

武道館ひびきの専用使用に係る使用料金表

区分		使用料 (1日につき)	超過使用料 (1時間以内につき)
専用使用	小体育室	円 11,250	円 1,120
	第1競技場	27,000	2,700
	第2競技場	27,000	2,700
	弓道場	13,500	1,350
	多目的室	4,500	450
	大会議室	9,000	900
	小会議室	3,000	300

備考

- 1 この表における「専用使用」とは、団体による各施設（この表の専用使用の区分に掲げる各施設をいう。次項において同じ。）の全部又は一部を専用して利用することをいい、当該使用承認の基準は、市長が別に定める。
- 2 別表第1備考の2から備考の4までの規定は、この表について適用する。

別表第6

ふれあい緑地球技場使用料金表

単位	料金
1日	50,000円

備考

- 1 休日に使用するときは、当該使用料金の2割を加算する。
- 2 市外居住者が使用するときは、当該使用料金（使用が休日であるときは、備考の

1の使用料金)の10割を加算する。

- 3 入場料その他これに類するものを徴収して使用するとき(アマチュアスポーツに限る。)は、当該使用料金(使用が休日であるときは、備考の1の使用料金)の20割、市外居住者が当該使用するとき、備考の2の使用料金の20割を加算する。

別表第7

グリーンスポーツセンター使用料金表

区分	使用料	
	単位	料金
庭球場	1面(2時間以内)	1,800円
屋根付庭球場	1面(2時間以内)	2,100円
庭球場夜間照明施設	1回(1時間以内)	500円
球技場	1回(2時間以内)	1,000円
球技場夜間照明施設	1回(1時間以内)	2,000円
バーベキュー場	1回(2時間以内)	100円

備考

- 1 休日に使用するとき、当該使用料金の2割を加算する。
- 2 市外居住者が使用するとき、当該使用料金(使用が休日であるときは、備考の1の使用料金)の10割を加算する。

別表第8

体育館の個人使用に係る利用料金表

区分	利用料金	
	利用料金 (1回につき)	回数券利用料金
大人	1人 400円	1人11回 4,000円
小人	1人 200円	1人11回 2,000円

備考

- 1 この表における「個人使用」とは、別表第1に掲げる各施設(会議室及び競技役員室を除く。)を共同して利用することをいう。

- 2 この表における「1回」とは、3時間以内の使用をいう。
- 3 市外居住者が個人使用するときは、当該利用料金の10割の範囲内で指定管理者が市長の承認を得て定めた額を加算する。

別表第9

温水プール利用料金表

区分	利用料金	
	利用料金 (1回につき)	回数券利用料金
大人	1人 310円	1人11回 3,100円
小人	1人 150円	1人11回 1,500円

備考

- 1 この表における「1回」とは、1時間以内の使用をいう。
- 2 市外居住者が使用するときは、当該利用料金の10割の範囲内で指定管理者が市長の承認を得て定めた額を加算する。

別表第10

武道館ひびきの個人使用に係る利用料金表

区分	利用料金	
	利用料金 (1回につき)	回数券利用料金
大人	1人 400円	1人11回 4,000円
小人	1人 200円	1人11回 2,000円

備考

- 1 この表における「個人使用」とは、別表第5に掲げる各施設（大会議室及び小会議室を除く。）を共同して利用することをいう。
- 2 別表第8備考の2及び備考の3の規定は、この表について適用する。